

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第15号

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則(昭和33年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「休職にされ」の次に「、法第29条の規定により停職にされ」を加え、「派遣され、」を「派遣され、又は」に改め、「、又は法第29条の規定により停職にされ」を削り、「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。)」に改める。

第12条第2項中「休職にされ」の次に「、法第29条の規定により停職にされ」を加え、「受け、」を「受け、又は」に改め、「、又は法第29条の規定により停職にされ」を削り、「にあつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(」を「(これらの期間の初日の属する月若しくはその翌月に復職し、若しくは職務に復帰することとなる場合又は」に、「除く。)」は「除く。)」には「に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第10条第1項第3号に規定する法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、又は育児休業法第2条の規定により育児休業をした場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の

例による。